

第436回南国市議会定例会会議録

第6日 令和6年9月17日 火曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 こども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住 宅 課 長	松 岡 千 左	上下水道 局 長	濱 田 秀 志
会 計 管 理 者 兼 長	竹 村 亜 希 子	福 祉 事 務 所 長	天 羽 庸 泰
会 計 課 長		参 事 兼 教 育 次 長 兼	溝 渕 浩 芳
教 育 長	竹 内 信 人	学 校 教 育 課 長	中 村 比 早 子
生 涯 学 習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	小 松 和 英
農 業 委 員 会 長	弘 田 明 平	消 防 長	
事 務 局 長			

＊

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次	長 門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

＊

議事日程

令和 6 年 9 月 17 日 火曜日 午前10時開議

- 第 1 議案第 1 号 令和 5 年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第 2 議案第 2 号 令和 5 年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 議案第 3 号 令和 5 年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 議案第 4 号 令和 5 年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第 5 議案第 5 号 令和 5 年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第 6 議案第 6 号 令和 5 年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第 7 議案第 7 号 令和 5 年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第 8 議案第 8 号 令和 5 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第 9 議案第 9 号 令和 5 年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和 5 年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和 6 年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和 6 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和 6 年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 令和 6 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第15 議案第15号 令和 6 年度南国市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第16 議案第16号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案
- 第18 議案第18号 市道の認定について

- 第19 報告第1号 令和5年度健全化判断比率の報告について
第20 報告第2号 令和5年度資金不足比率の報告について
第21 報告第3号 債権放棄の報告について
第22 報告第4号 損害賠償の専決処分の報告について
第23 報告第5号 損害賠償の専決処分の報告について
第24 報告第6号 損害賠償の専決処分の報告について
第25 報告第7号 損害賠償の専決処分の報告について

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第25まで

＊

午前10時 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第18号まで、報告第1号から報告第7号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第18号まで及び報告第1号から報告第7号まで、以上25件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

議案第1号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第1号の質疑を終結いたします。

議案第2号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第2号の質疑を終結いたします。

議案第3号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第3号の質疑を終結いたします。

議案第4号の質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第4号の質疑を終結いたします。

議案第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第5号の質疑を終結いたします。

議案第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第6号の質疑を終結いたします。

議案第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第7号の質疑を終結いたします。

議案第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第8号の質疑を終結いたします。

議案第9号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第9号の質疑を終結いたします。

議案第10号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第10号の質疑を終結いたします。

議案第11号の質疑を許します。質疑の通告がありますので、発言を許します。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員発言席〕

○8番（杉本 理） おはようございます。日本共産党南国市議団の杉本理です。

ただいま議題となっております議案第11号令和6年度南国市一般会計補正予算、第3条債務負担行為の補正、ものづくりサポートセンター管理運営業務等委託料について、5点質疑をいたします。それぞれ答弁よろしく願いいたします。

まず1点目は、そもそもこのものづくりサポートセンター、これを設置している目的は何でしょうか。この間、様々な一般質問ですとか議案勉強会などで議員のほうからいろいろな質問、討論がありましたけれども、そもそもこの設置目的は何だったろうかということで、改めて確認をさせていただきます。

2点目に、ものづくりサポートセンターの設置管理条例があるかと思いますが、設置管理条

例第4条では、ものづくりサポートセンターはどのように事業を行うと規定をされているのかお聞きいたします。

3点目は、同じく設置管理条例についてお伺いいたしますが、指定管理者からの報告及び市からの調査、指示はどのように行われるのかお聞きいたします。

4点目は、指定管理の期間は何年を想定されているのでしょうか。お答えください。

最後、5点目は、この議案が通りましたら、業者選定に入るのだと思いますが、どのような視点で選定をされるのかお聞かせください。以上の5点です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。商工観光課長。

〔山崎伸二商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（山崎伸二） ものづくりサポートセンターにつきましては、物づくりに関わる人材の育成及び本市の観光誘客の促進を図り、もって中心市街地をはじめとした地域の活性化及び産業の発展に資することを目的に設置したものでございます。

また、ものづくりサポートセンターが行う事業につきましては、南国市ものづくりサポートセンターの設置及び管理に関する条例第4条に、ものづくりサポートセンターの設置目的を達成するため、ものづくりに関わる人材の育成に関する事業、市民へのものづくりに接する機会の創出並びにものづくりに関する研修、指導及び相談に関する事業、本市に関わる製造品等の展示及び発信に関する事業、本市の観光情報、地域情報等の受発信に関する事業、観光誘客及び観光振興に関する事業、前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事業と規定されております。

指定管理者からの報告及び市からの調査、指示につきましては、指定管理業務の実施状況及びものづくりセンター等の使用状況、利用料金の収受、減免及び還付の実績、指定管理業務に係る経費等の収支状況等を報告する事業報告書を提出いただいております。また、指定管理者とは毎月の定例会等を通じて状況確認、情報共有も行っておりましてございまして、その際には毎月の施設の管理業務の利用状況等の業務報告書もいただいております。

また、ものづくりサポートセンターの指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間を想定しております。なお、議場でも厳しい御意見をいただいておりますので、適切な運営がなされているか留意してまいりたいと考えております。

また、指定管理者候補者の選定につきましては、南国市ものづくりサポートセンター指定管理者候補者選定審査委員会において、審査委員が事業者から提出された事業計画書等の内容や事業者による事業計画書等に基づいたプレゼンテーションを受けた上で、施設の基本的な管理

運営方針や物づくりに関するイベントの企画、実施による来館者への物づくりに接する機会の提供などの要求水準を達成するための内容、管理運営体制、収支計画などの審査項目について審査することにしております。この審査で順位づけを行い、総合得点が60%以上かつ、最も得点順位の高い事業者を指定管理者候補者として議会に提案し、議決が得られれば指定管理者となることとなります。以上でございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。5点についてそれぞれ御答弁をいただきました。

2問目ですけれども、指定管理者からの報告及び市からの調査、指示はというふうに私お聞きしまして、報告については年1回とそれから毎月ということで御答弁いただきましたけれども、ごめんなさい、私が聞き漏らしたのかちょっと分かりませんが、その報告を受けて、市からこういうふうにしたらどうですかとか、こんなちょっと調査をしてほしいとか、調査、指示というのはものづくりサポートセンターが設置されてから行われてきたのか、また今後はどのように行うつもりなのか、現時点で分かる範囲でお答えいただけたらと思います。

それから、指定管理の期間について5年を想定しておるということで御答弁をいただきました。また、議会からも意見をもらっているということで答弁がありましたけれども、そもそもの指定管理とは何ぞやという話にはなっていくとは思いますが、例えば5年間でお願いしますということになったときに、5年間、フリーハンドではないですよ、何かおかしいことがあれば、最悪の場合、3年で打ち切る、2年で打ち切るということもあり得るということですねという質問をさせていただきます。以上、2点です。よろしくお願いします。

○議長（岩松永治） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（山崎伸二） 海洋堂高知への指示等につきましては、毎月の定例会を通じて、そちらのほうで状況、業務報告書の内容を確認して、その中でこういうふうという助言とか提案なんかはさせていただいておるところでございます。

また、指定管理期間のほうの部分につきましては、条例や仕様書において、指定管理者の経営状況が著しく悪化しておるなど、施設の適切な管理に支障が出るおそれがある場合には指定を取り消すことができることが規定されておりますので、適切な管理運営状況になるよう、指定管理者になった事業体については留意してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩松永治） 杉本理議員。

○8番（杉本 理） 再度の質問に答えていただきましてありがとうございます。以上で質

疑を終わります。

○議長（岩松永治） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第11号の質疑を終結いたします。

議案第12号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第12号の質疑を終結いたします。

議案第13号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第13号の質疑を終結いたします。

議案第14号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第14号の質疑を終結いたします。

議案第15号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第15号の質疑を終結いたします。

議案第16号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第16号の質疑を終結いたします。

議案第17号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第17号の質疑を終結いたします。

議案第18号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 議案第18号の質疑を終結いたします。

報告第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第1号の質疑を終結いたします。

報告第2号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第2号の質疑を終結いたします。

報告第3号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第3号の質疑を終結いたします。

報告第4号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第4号の質疑を終結いたします。

報告第5号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第5号の質疑を終結いたします。

報告第6号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第6号の質疑を終結いたします。

報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 報告第7号の質疑を終結いたします。

これにて議案及び報告に対する質疑を終結いたします。

＊

議 案 の 委 員 会 付 託

○議長（岩松永治） ただいま議題となっております議案第1号から議案第18号まで、以上18件はお手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＊

議 案 付 託 表

総務常任委員会

議案第1号 令和5年度南国市一般会計歳入歳出決算

議案第3号 令和5年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和6年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳入の部

歳出第2款総務費 第9款消防費

第2条繰越明許費

第3条債務負担行為の補正

第4条地方債の補正

産業建設常任委員会

議案第2号 令和5年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

議案第4号 令和5年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

議案第7号 令和5年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

議案第9号 令和5年度南国市水道事業会計決算の認定について

議案第10号 令和5年度南国市下水道事業会計決算の認定について

議案第11号 令和6年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費

議案第15号 令和6年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第18号 市道の認定について

教育民生常任委員会

議案第5号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第6号 令和5年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第8号 令和5年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算

議案第11号 令和6年度南国市一般会計補正予算

第1条歳入歳出予算の補正

歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費

議案第12号 令和6年度南国市国民健康保険特別会計補正予算

議案第13号 令和6年度南国市介護保険特別会計補正予算

議案第14号 令和6年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算

議案第16号 南国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第17号 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する議案

＊

○議長（岩松永治） これにて本日の日程は全部終了いたしました。

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。明18日と19日の2日間は、委員会審査等のため休会し、9月20日に会議を開きたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

9月20日の議事日程は、議案等の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時13分 散会